

# 令和2年第3回

おいらせ町議会定例会

決算特別委員会

会議録第2号

おいらせ町議会 令和2年決算特別委員会記録

おいらせ町議会 令和2年決算特別委員会記録第2号				
招集年月日	令和2年9月10日(木)			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 会	令和2年9月10日 午前10時00分 委員長宣告			
閉 会	令和2年9月10日 午前11時54分 委員長宣告			
出席委員	氏 名		氏 名	
	佐々木 勝		澤 上 勝	
	馬 場 正 治		澤 上 訓	
	木 村 忠 一		田 中 正 一	
	平 野 敏 彦		沼 端 務	
	吉 村 敏 文		澤 頭 好 孝	
	柏 崎 利 信		西 館 芳 信	
	松 林 義 光		檜 山 忠	
	西 館 秀 雄			
欠席委員	日野口 和 子			
会議事件説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	成 田 隆	副 町 長	小 向 仁 生
	総 務 課 長	西 館 道 幸	政 策 推 進 課 長	柏 崎 勝 徳
	財 政 管 財 課 長	岡 本 啓 一	ま ち づ く り 防 災 課 長	成 田 光 寿
	税 務 課 長	福 田 輝 雄	町 民 課 長	澤 頭 則 光
	保 健 こ ど も 課 長	小 向 正 志	介 護 福 祉 課 長	田 中 淳 也
	農 林 水 産 課 長	三 村 俊 介	商 工 観 光 課 長	久 保 田 優 治
	地 域 整 備 課 長	泉 山 裕 一	会 計 管 理 者	佐 々 木 拓 仁
	病 院 事 務 長	田 中 貴 重	教 育 委 員 会 教 育 長	松 林 義 一
	学 務 課 長	柏 崎 和 紀	社 会 教 育 ・ 体 育 課 長	松 山 公 士
	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	西 館 道 幸	農 業 委 員 会 事 務 局 長	三 村 俊 介
	監 査 委 員 事 務 局 長	赤 坂 千 敏	監 査 委 員	木 村 忠 一
職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	赤 坂 千 敏	事 務 局 次 長	高 橋 勝 江
	主 任 主 査	袴 田 光 雄		

事 件 題 目	1. 認定第1号	令和元年度おいらせ町一般会計歳入歳出決算認定について
	2. 認定第2号	令和元年度おいらせ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
	3. 認定第3号	令和元年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
	4. 認定第4号	令和元年度おいらせ町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
	5. 認定第5号	令和元年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
	6. 認定第6号	令和元年度おいらせ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
	7. 認定第7号	令和元年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
	8. 認定第8号	令和元年度おいらせ町病院事業会計決算認定について

発 言 者	発 言 者 の 要 旨
事務局長 (赤坂千敏君)	<p>修礼を行いますので、ご起立願います。            礼。ご着席ください。</p>
平野委員長	<p>おはようございます。            ただいまの出席委員数は15人です。            定足数に達しておりますので、直ちに決算特別委員会を開きます。            なお、7番、日野口和子委員は欠席であります。</p> <p style="text-align: right;">(開会時刻 午前10時00分)</p>
平野委員長	<p>本委員会に付託されました認定第1号から認定8号までの8議案のうち、昨日は認定第1号、令和元年度おいらせ町一般会計歳入歳出決算認定についての歳入歳出全ての審査が終わっています。よって、本日は、認定2号、令和元年度おいらせ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての歳入からの審査を行うこととなります。</p> <p>議事に入る前に、ここで、社会教育・体育課長より、昨日、澤上委員からの質疑についての答弁漏れがあり、答弁したいとの申入れがありましたので、これを許します。</p> <p>社会教育・体育課長。</p>
社会教育・体育課長 (松山公士君)	<p>昨日の澤上 訓委員の下田公園野球場の土の入替えについてのご質問に対する答弁の際に答弁漏れがありましたので、委員長のお許しを得て答弁させていただきます。</p> <p>お手数ですが、決算報告書の主要施策の成果の97ページをご覧いただきたいと思っております。</p> <p>下田公園野球場の管理業務の詳細についてご説明させていただきたいと思っております。</p> <p>下段に掲載の社会教育・体育課の委託料の表中、事業名の2行目にあるいちょう公園野球場等整地業務委託においては、下田公園野球場や両公園の多目的グラウンドの整地も入っておりまして、いずれも春先にタイヤローラーにより転圧をかけております。</p> <p>続いて4行目の下田公園等管理業務委託においては、野球場グラウンドの整備ということで、表土の補充や整地、外野芝生の芝刈り、グラウンド内の散水作業</p>

<p>平野委員長</p>	<p>等を行っております。</p> <p>その下の下田公園植栽管理業務委託においては、野球場の外野の芝目土ならしやエアレーションといった芝生の養生、外野席の芝刈りや施肥等を行っております。</p> <p>また、土の入替え作業について確認したところ、10年以上前に一度行っているということで、その際は、大会が終わって10月から12月の期間、雪が降るまでに入替え作業を行っているようです。</p> <p>今後、野球関係者の声を聞きながら、土の入替えがどの程度必要なのか検討していきたいと思います。</p> <p>以上、すぐに答弁できなかったことをおわびいたします。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>認定第2号、令和元年度おいらせ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>会計管理者。</p>
<p>会計管理者 (佐々木拓仁君)</p>	<p>おはようございます。</p> <p>それでは、認定第2号についてご説明いたします。</p> <p>主要施策の成果129ページをご覧ください。</p> <p>まず、決算規模でございます。</p> <p>第1表、決算規模及び収支の推移をご覧ください。</p> <p>右端に記載の令和元年度決算額ですが、歳入は24億5,408万6,000円、前年度比2.5%の減、また歳出は24億2,648万6,000円、前年度比2.8%の減となっております。歳入歳出差引額は2,760万円となっております。</p> <p>次に、第2表、歳入決算額の状況をご覧ください。</p> <p>歳入の主なものは、3款県支出金が16億1,128万1,000円、1款国民健康保険税が5億8,149万4,000円、5款繰入金が2億1,839万2,000円となっております。</p> <p>続きまして、130ページの第3表、歳出決算額の状況をご覧ください。</p> <p>歳出の主なものは、2款保険給付費が15億3,696万1,000円、3款国民健康保険事業費納付金が7億7,712万8,000円、1款総務費が5,310万3,000円となっております。</p> <p>なお、国保制度改革により平成30年度から県が財政運営主体となったことに</p>

<p>平野委員長</p>	<p>より、歳入歳出ともに予算の枠組みが大きく変化しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑は、決算書事項別明細書により行います。</p> <p>歳入歳出決算のうち、歳入歳出全款についての質疑を行います。</p> <p>11ページから33ページまでとなります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>澤上委員。</p>
<p>澤上 勝委員</p>	<p>澤上です。まず、おはようございます。</p> <p>13ページから14ページで、ちょっと確認をしながらということで、1款の1の保険給付金等の交付金の中の、特別交付金の中の特別調整交付金、市町村分ということで1,600万円。これの中身、当初から想定していたのかということです。</p> <p>あともう一つは、一般会計への繰入金、その中の6ですけれども、その他の一般会計への繰入れがあるわけですけれども、これは前にも聞いたような気がするけれども、それなりの積算の根拠があるという解釈になると思うんですけれども、簡単にその説明をお願いします。</p> <p>それから、次の15、16ページの諸収入の中の3番、一般被保険者返納金の1の一般のところの不当利得に伴う返還金の中身の説明ということ。</p> <p>以上です。</p>
<p>平野委員長</p>	<p>町民課長。</p>
<p>町民課長 (澤頭則光君)</p>	<p>ただいま3点ほど質問をいただきました。1点ずつ確認しながらご説明したいと思います。</p> <p>まず、14ページの特別調整交付金の中身をお知らせくださいということかと思っております。</p> <p>特別調整交付金の中身については、こちらのほうは、特定健診やがん検診の受診率、糖尿病の重症化予防、それから国保税収納率など、主に前年の取組の12項目を点数化して、獲得した点数に応じて市町村に交付金を配分する制度となっております。算定方法が非常に複雑となっていることをご了解いただきたいなと思っております。そういうふうに細かい前年度の内容に伴いまして交付されてい</p>

	<p>るものになります。</p> <p>それから、同じく14ページのその他一般会計繰入金ですが、こちらのほうは、特定健康診査というものを町で行っております。その委託費に係る部分、国と県……委託料がまず1,000万円ぐらいあるわけですけれども、国県からの補助金がありまして、大体700万円程度となっております。それから本人からの徴収金が出てきますので、それを差し引いた額306万7,000円となりまして、これは一般会計から繰り入れているという中身になっております。</p> <p>最後、16ページ、不当利得に係る返還金ですね。こちらのほうにつきましては、中身なんですけれども、例えば国民健康保険と社会保険が入れ替わったりする方がいるかと思えます。そのときに、例えば国保から社保に替わったといたします。そうすると届出をして、ちゃんと社保になったよと届出して国保資格を離れる必要があるんですけれども、そのときに国保をそのまま使っていたりしていた方がおります。そうすると、そのときのことをちゃんと精算して払っていただかなければなりませんので、その部分を返還していただいているというふうなものにあります。</p> <p>以上になります。</p>
平野委員長	澤上委員。
澤上 勝委員	<p>1つ目のほうは、前年度の実績に応じて毎年あるという確認だと思えますけれども、それでよろしいかと思えます。</p> <p>2つ目は、国県、地元負担という説明でありますから、あとこれが支出の部分でどの部分で出ているのか、総額が今の言い方は700万円、別枠で700万円なのか、総枠足せば1,000万円なのか、ちょっとその辺の説明をもう一度お願いします。</p> <p>3つ目、さっきの社保と国保の重複という解釈ですけれども、もし総人数、世帯で分かるのなら、その部分も教えていただきたい。</p>
平野委員長	町民課長。
町民課長 (澤頭則光君)	<p>ただいまの質問にお答えいたします。</p> <p>14ページ、その他一般会計繰入金の内容をもう少し詳しくということになるかと思いますが、こちらの費用、対象経費になっている費用だったんですけれども、決算書の28ページをご覧くださいと思います。</p> <p>28ページの一番下の段に特定健康診査委託料というものがあるかと思いま</p>

	<p>すが、こちらの経費が一つ繰入金の対象となっていて、こちらのほうには、先ほども話しましたが国県の支出金が入っていったりしますので、あと本人からの徴収額もありますので、それを約700万円ほど差し引いて、一般会計から差し引きした額が306万7,000円という形になるものです。</p> <p>それから、先ほど16ページの不当利得に伴う返還金の総人数等の内容でしたが、申し訳ありません、ここで今資料がございませんので答えられません。</p>
平野委員長	<p>ほかにご覧いませんか。西館委員。</p>
西館芳信委員	<p>13番、西館です。3点お願いします。</p> <p>まず1点、私は、主要成果のほうの130ページで、一番上に歳出決算額の状況ということで、元年度と平成30年度、なるほどなというふうに納得いたしました。ただ、特にこの数字が今年度コロナ禍の中でこのままの数字で似たような状況で推移できるのかなというふうに思います。特に、保険給付額15億ということで、2年連続15億ということで給付になっていますけれども、これあたりが例えばコロナ、これもこういう治療も医療も保険適用だよということでどんどんそういうのが増えて給付額が大幅に上がるとか、そういう懸念はないのかどうか。単に国民健康保険サイドで見ると維持が普通にすんなりと今年度も来年度もいくだろうというふうな見通しを当局はお持ちなのかどうか、まず1点です。</p> <p>それから、国保の保険料を納めるとき、やっぱり私なんかでも年取ってきていますし収入もないということになれば、どうしても重税感というのが先に立ちまして、収入とか世帯割とかいろいろ決まっているんだけど、あれが何段階がどういうふうな割合になっているのかという資料がちょっと私目にできないんですよ、今私ども手にしてのでは。分布状況というか、年収何ぼの人たちは何ぼというのが何%ぐらいずつあるかというふうなのを欲しいんですけども、それ今でもいただけませんかということが2つ目。</p> <p>それから3点目が、131ページの第5表に加入者の推移ということで平成27年度から元年度まで載っています。それを見ますと、保険者数が平成27年度から1,000人、そして世帯数では400減っているということで、いろいろ自分でなぜかなというふうなことを考えたんですが、乏しい知識ではとても納得することに行き当たることができなくて、ここをどうしてなのかということで、以上3点お願いいたします。</p>
平野委員長	<p>町民課長。</p>



町民課長

(澤頭則光君)

私のほうは2点あったかと思えます。

まず1点目、保険給付の上昇懸念をどう考えているか、それから財政状況は大丈夫なのかというふうな観点かと思って聞いておりました。そちらのほうをまず一つずつお答えしたいと思います。

給付関係の状況です。確かに平成30年度から令和元年度に向けて伸びを見せております。これが、ちょっと分析はまだこれからなんですけれども、私の今把握している状況をかいつまんでお知らせする程度になるかと思えますが、よろしくお願いたします。

こちらの給付が伸びている一番の原因が、国保の被資格者の状況にあると今見込んでおります。国保の対象者のほとんどは自営業者とされているんですけれども、最近の状況は、会社を退職されて国保のほうに流れてくるという方も結構実は多くございます。その中身を調べてみますと、全国的なところと重なるんですけれども、精神疾患を抱えて辞めて、国保会計に来るというふうな状況が見られるところなんです。なので、当然、そもそも疾患をお持ちになって給付がそれなりにあるんですけれども、そういう方のところが見え隠れしていましたので、給付が少し増えているという状況がうかがえる状況になっております。そこら辺のところは、やっぱり健康維持というのを主眼にして取組を進めていく必要があるかと考えているところです。

あと財政運営、大丈夫かというところです。こちらのところは、私もまだ来て5か月です。2か年の県への財政運営が異動したということで、こちらは今分かる範囲内での部分についてかいつまんでお話しさせていただきますと、2か年の状況だけですが、おいらせ町にとっては多少有利に働いているのかなと思われる節がちょっと見えている状況です。というのが、基金からの取崩し金というのが2か年ともない状況です。逆に、積み上げを少しできているというふうな状況が見えています。そういったことからすると、若干有利に働いているのが少し見えている状況です。

ただし、私のまだまだ浅はかなところで、一般会計からの繰入金金の情報、それから普通交付税の算入の状況とちょっとまだ確認が取れていない。さらに精査分析ができていないところがありましたので、そういうところを整理したら、またお知らせできる機会があったらお知らせしていきたいと考えております。

そして主要施策の成果の131ページ、第5表国民健康保険加入者の推移ということで、加入者数が減じているというふうなことです。どういったことが考えられるのかなという話でしたが、こちらのほうは、国民健康保険、小規模な事業主さん、会社などが、昨今社会保険のほうへの切替えを進めている状況があります。そのような状況から、そのような事業者さんが切替えをどんどん行っている

<p>平野委員長</p>	<p>状況が見えておりましたので、国保の被保険者数が下がっているという状況になっております。</p> <p>以上となります。</p> <p>税務課長。</p>
<p>税務課長 (福田輝雄君)</p>	<p>それでは、私のほうからは賦課の保険料の部分についてお答えいたします。</p> <p>質問の中身でちょっと聞き取れなかった部分がありますので、食い違う部分がありましたらご指摘いただければと思います。</p> <p>保険料につきましては、ご存じのとおり医療保険分と後期高齢者支援分、介護保険分で3つの種類に分けて積算しているところになっております。それぞれ所得割と資産割、均等割、平等割という形の4つの項目で積算しているところになっております。所得割、資産割については割合を掛ける形、平等割、均等割につきましては定額を加算して全体の保険料を算定しているところになっております。その段階別の割合という形をご質問いただいていたかと思えますけれども、先ほど言った割合で掛けている部分がありますので、段階という形の考え方が国民健康保険税の中にはありませんので、ただし、低所得者の方々に対して軽減割合をしているところがあります。一応7割軽減、5割軽減、2割軽減という形で3段階の軽減を設けておりますけれども、全体のパーセンテージとしましては、7割軽減を受けている方につきましては31.2%、5割軽減を受けている方については14.8%、2割軽減を受けている方については12.2%という形の、結構な多い割合の方々平等割、均等割の軽減を受けている方がいらっしゃるということでご報告いたします。</p> <p>以上です。</p>
<p>平野委員長</p>	<p>西館委員。</p>
<p>西館芳信委員</p>	<p>一番最初の給付の推移ということで、それについては分かりました。</p> <p>私の質問の一番のメインなものは、それを現在のコロナ禍の中でどういうふうには、コロナの影響が保険の適用とか給付額に大きく関わってくるのではないかと懸念はありませんかということが一番のあれですので、もう一度その観点からお願いします。</p> <p>それから被保険者数の推移ということで、なるほど事業所そのものの開設というか、そういうところを、それから職員の福利について、所轄のほうでいろいろ厳しくなったからそういうふうなのになっているんだというのは十分理解でき</p>

<p>平野委員長</p>	<p>ました。ですからここはよろしいです。</p> <p>それから福田課長から伺った、そういう分布があると、だから納めている人何ぼから何ぼ、何%、何%、全体の何%いるよというそういう表は配付はしてもらえないものですかということでした。</p> <p>あわせて、今きめ細かくこういう割合で計算しているんだよというふうな説明がありましたけれども、その決めるというのは、国民健康保険法というのはあるかどうか分からないけれども、それで決まっていますか。それとも、もちろんそれがあって恐らく条例があれば条例で決まっているのかな、最終的にこれが根拠だというものを知りたいので教えてください。</p> <p>町民課長。</p>
<p>町民課長 (澤頭則光君)</p>	<p>ただいま再質問が1点ありました。</p> <p>給付状況について、コロナによって給付状況がどのように変わってくるかというふうな質問かと思いますが、こちらのほう、ちょっとまだ精査が行われていない段階です。というのは、この決算に出てきている給付の状況、昨年1年間で見ると3月から翌年2月までの給付状況でこちらのほうに情報が載っております。なので、実際にコロナの状況が分かるのが今年の大体3月から、直近の状況は今年度の決算で分かるような状況になるかと思えます。なので、今すぐお示しできる資料がないということをご理解いただきたいと思いますと思っておりますが、やはり見た感じ多少給付費は減っている部分は見えておりました。ただ、年間を通じて見るとどのように変わってくるかというのもありますので、こちらそのような状態であるということをご理解いただきたいと思います。</p> <p>以上になります。</p>
<p>平野委員長</p> <p>税務課長 (福田輝雄君)</p>	<p>税務課長。</p> <p>保険料の形になりますけれども、西館委員が多分求めているのは、段階的にどの段階に何人ぐらいいるかという、それぞれの人数とか割合を見たいということだと思えますけれども、実は、介護保険料であれば金額的な段階の割合があつて割合表がありますので、そちらのほうはすぐ数字等を移す形でお示ししてお渡しすることが可能かと思えますけれども、国民健康保険税に関しまして、先ほどお話ししたように、率を掛けて所得割等に出しているものがありますので、そこに当てはめてそれぞれの方々を幾らから幾らまでの保険料の方はこの何人ありますよという形の数値の集計をしているものがないもので、ちょっとその</p>

	<p>部分については、出していただきという形になった場合には時間をいただいた上でお示しする形になるかと思います。</p> <p>ただし、今私のほうで手持ちにあるものは、人数に対して、均等割は何千万、何億という形の金額になってますよという全体的なものについては、システムの中から吐き出して私の資料として出しているものがありますので、そちらのほうは人数と金額だけになっていますので、もしそちらのほうを見てこれで事足りるというのであればお渡しすることは可能だと思います。</p> <p>保険料の金額の算定の基礎となるのは、一応保険者は町になりますので、保険料の金額の算定基礎につきましては、国民健康保険税条例の中で定めている中の算定となっております。</p> <p>以上です。</p>
平野委員長	西館委員。
西館芳信委員	<p>両課長の話、十分分かりました。納得しました。</p> <p>ただ、国保の割合を出すのが面倒だということで、今まで出したこともないんだよということではもう結構です。そこまで何だかた欲しいというものでもありませんので、手間であれば本当によろしいです。ありがとうございました。</p>
平野委員長	馬場委員。
馬場正治委員	<p>3番、馬場です。</p> <p>7款1項1目、ページでいいますと15ページの一番上のところです。</p> <p>一般被保険者延滞金のところですけども、当初予算350万円に対して調定額、最終的に1,279万3,600円。これは約3.7倍延滞税が計上されているわけです。そこで、おいらせ町の国民健康保険税の納付総世帯、何世帯なのか、全部の世帯は大体九千数百世帯だと思いますけれども、その中で国保税を納付している世帯数は何世帯なのか。それと、延滞税の対象世帯数、延滞して延滞税を納付した世帯は何世帯なのか。それから前年度の国民健康保険税の延滞金は幾らだったのか。当初予算に比較してあまりにも多いという印象を受けましたので、ここの項目だけ質問いたします。</p>
平野委員長	税務課長。
税務課長	馬場委員のご質問に答えいたします。

<p>(福田輝雄君)</p>	<p>まず、1つ目の国民健康保険税を納付している世帯数という形になりますけれども、一応納付すべき世帯につきましては国保の加入世帯になりますので、主要施策の131ページの加入者の推移のところの令和元年度の合計世帯数の3,331世帯が対象になります。</p> <p>2つ目につきましては、ちょっと今昨年度の決算書、手持ちにはないもので、昨年度の延滞金の額については正確なものをお示しできませんけれども、大体昨年度と同等の1,000万円ぐらいの決算額だったと記憶しております。</p> <p>最後、納入している世帯数もしくは対象の世帯数という形になりますけれども、滞納をしている世帯になりますので、ちょっと今ここで手持ちに、世帯数については数字をつかんでおりませんので、そこはちょっとお答えするのが難しくなっております。</p> <p>延滞金、当初予算350万円に対して決算で1,200万円という形で大きくなっていると、馬場委員がご指摘したいのは、多分当初からその分の予算を見込むべきではないかという形ではあるかと思えます。延滞金につきましては、やはり納付して滞納をされていた金額の納付がされた段階で延滞金額が確定します。その部分で金額が固まりますので、結構流動的な金額になるものになっておりますので、やはり多く見込んで、収入ができなければ特別会計ですので収入未済が発生すると支出のほうにも影響があるという部分で、ある程度例年350万円前後で当初では見込んで、補正または決算の段階で納入された金額で確定をしているところになっております。</p> <p>国保の滞納整理の仕組みについてちょっとお知らせしたいと思えますけれども、今やはり滞納額、結構ここにつきましては高額あります。複数年多く滞納されている方がありまして、収納係におきましてはそういう方々に督促または催告書または電話催告をしながら、常時相談を受けながら分納に指導をしているところになっております。やはり滞納している方々の負担を軽減するために本税を優先にして納付していただいて、本税が終わった段階で延滞金を納付していただく形になっておりますので、その部分での対応がどの程度毎年入ってくるかという部分が計算できない部分もありますので、そういう形で対応しているということをご理解いただければと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>平野委員長</p>	<p>馬場委員。</p>
<p>馬場正治委員</p>	<p>前年度、およそ1,000万円の滞納金が入っているのに対して、令和元年度の当初予算が350万円。これはちょっと理解できないんですよね。なぜ前年度</p>

	<p>に1,000万円前後の滞納税が入っているのに、翌年度の見込み、予算が350万円と計上したのか、その理由です。</p> <p>それから、延滞税を納めた世帯数は今すぐ回答できないということですが、課税世帯数が3,330、これを全世帯が滞納したと仮定した場合、1世帯当たり延滞税が3,800円、4,000円近くなるんですよ、全世帯がですね。数年にわたって滞納しているということで、これには本税は含まれないわけでしょう。延滞税のみですよ。毎年1,000万円前後入っているという課長の答弁でしたけれども、ならばなぜ翌年度の当初予算に1,000万円前後を組まないのか、その理由がよく分かりませんのでお答えいただきたいと思います。</p> <p>あと、延滞税の対象世帯数については分かった時点で教えていただければと思います。</p>
平野委員長	<p>税務課長。</p>
<p>税務課長 (福田輝雄君)</p>	<p>大変すみませんでした。</p> <p>まず1つ目の、今ちょっと資料をめぐっていたらそれに近い形の数字を示せるものがありましたのでお知らせいたします。</p> <p>1つは、1年以上滞納している世帯になります。1年以上滞納した場合に、国保の要項の中で、短期証の保険証に切り替える、または被保険者資格証明書の交付という場合で、要は、通常の保険証ではなくて3か月の短期の保険証に切り替えたりとか、または資格証といまして、国保の資格はありますよ、一旦病院で10割支払っていただいた上で、滞納が解除された場合に7割保険料で払いますよという部分もしている世帯になりますけれども、そちらのほう合わせて令和2年2月1日現在の数字になりますけれども、244世帯がそういう1年以上の納付がなくて資格のほうを異動して滞納をしていると。この方々に対しまして、税務課におきましては催告等を行いながら納税相談、あとは分納を行って、分納の本税が終わった段階で延滞金を納めていただいているという形になっております。</p> <p>先ほど、予算のことになりますけれども、例年大体1,000万円前後の金額で決算額を出させていただいております。ただし、延滞金につきましては、やはり相手があるお話ですので、納税者の方々がちゃんと分納で納めていただいた場合、もしくは本税が早く終わって延滞金の納付につながっていくという部分もありますので、なかなかその部分を前年度並の金額を予算計上していった場合に、万が一その延滞金の納付が見込めない場合に、先ほども言いました一般会計とは違って繰り入れ、その部分いきなり足りなくなったので入れていくとい</p>

<p>平野委員長</p>	<p>うことはなかなか困難になってきますので、特別会計の中で処理した場合に、やはり見込みを大きく見込むことが厳しいところがありまして、当初におきましては堅く見積もって350万円という形で予算を計上したところであります。</p> <p>ただし、その金額が入ってきた場合には、それぞれ補正を行いながら、支出のほうに影響を及ぼさない形で対応したいということで、委員のお話ししていただいている、やはり適正な金額を入れるべきではないかというご指摘も一つではありますけれども、その部分で対応しているということでご理解いただければと思います</p> <p>馬場委員。</p>
<p>馬場正治委員</p>	<p>3回目ですので、堅い金額で予算計上しているという考え方は分かるんですけども、それにしても3.7倍ですよ。少なめに予算計上すれば、仮に滞納税が回収できなくてもまあまあ回収率という点については堅いところで、仮にこの半分しか回収できなくても600万円しか回収できなくても倍近く回収したということになるわけですけども、そういう考え方はちょっと賛成はできません。堅いにしても、もう少し過去の実績を根拠にした予算を組むべきだと私は思います。</p> <p>それと、今年の2月現在の滞納世帯数が244世帯ということですけども、244世帯で1,279万円を割りますと、1世帯当たり5万2,430円が滞納税ということになるわけですけども、滞納税の課税率、利息というのは幾らになっているのか。10年ぐらい前から各町村の健康保険に関して滞納整理機構ということで県がまとめて滞納整理を行うようになっていて、一定の期間納められなければそちらのほうに預けて回収を図るという業務に変わっているわけです。これが今度は国保自体の運営を県でやるということに変わったわけですけども、何%の利息をつけているのか教えていただきたいと思います。最後です。</p>
<p>平野委員長</p> <p>税務課長 (福田輝雄君)</p>	<p>税務課長。</p> <p>利率につきましては、地方税法、国民健康保険税として当町につきましては取り扱っておりますので、地方税法の利率を利用しております。利率につきましては、納付期限後1か月以内につきましては2.6%、納付期限後1か月以降については8.9%を使っております。</p> <p>以上です。</p>

<p>平野委員長 (委員席)</p>	<p>ほかにごいませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
<p>平野委員長 (委員席)</p>	<p>なしと認め、歳入歳出全款についての質疑を終わります。          以上で、認定第2号の質疑を終わります。          これから討論を行います。          初めに、原案に反対する者の討論を許します。          討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
<p>平野委員長 (委員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。          本案は、原案のとおり認定すべき旨、本会議において報告することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
<p>平野委員長</p>	<p>異議なしと認めます。          よって、認定第2号は、原案のとおり認定すべき旨、本会議において報告することに決しました。          次に、認定第3号、令和元年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。          当局の説明を求めます。          会計管理者。</p>
<p>会計管理者 (佐々木拓仁君)</p>	<p>それでは、認定第3号についてご説明いたします。          主要施策の成果133ページをご覧ください。          まず、決算規模でございます。          第1表、決算規模及び収支の推移をご覧ください。          右端に記載の令和元年度決算額ですが、歳入額は2026万1,000円で前年度比9.2%の増、また歳出額は1,996万5,000円で前年度比8.8%の増となっております。歳入歳出差引額は29万6,000円となっております。          次に、第2表、歳入決算額の状況をご覧ください。          歳入の主なもの、5款諸収入が1,747万3,000円、3款繰入金が233万5,000円となっております。          続きまして、134ページの第4表、歳出決算額の状況をご覧ください。          歳出決算額は、1款事業費が1,996万5,000円となっております。</p>



<p>平野委員長</p> <p>(委員席)</p>	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑は、決算書事項別明細書により行います。</p> <p>歳入歳出決算のうち、歳入歳出全款についての質疑を行います。</p> <p>41ページから45ページまでとなります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
<p>平野委員長</p> <p>(委員席)</p>	<p>なしと認め、歳入歳出全款についての質疑を終わります。</p> <p>以上で、認定第3号の質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
<p>平野委員長</p> <p>(委員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>本案は、原案のとおり認定すべき旨、本会議において報告することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
<p>平野委員長</p> <p>会計管理者 (佐々木拓仁君)</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、認定第3号は、原案のとおり認定すべき旨、本会議において報告することに決しました。</p> <p>次に、認定第4号、令和元年度おいらせ町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>会計管理者。</p> <p>それでは、認定第4号についてご説明いたします。</p> <p>主要施策の成果135ページをご覧ください。</p> <p>まず、決算規模でございます。</p> <p>第1表、決算規模及び収支の推移をご覧ください。</p> <p>右端に記載の令和元年度決算額ですが、歳入額は10億6,104万5,00</p>

<p>平野委員長</p>	<p>0円で前年度比2.8%の減、また歳出額は10億5,198万6,000円で前年度比3.0%の減となっております。歳入歳出差引額は905万9,000円となっております。</p> <p>次に、第2表、歳入決算額の状況をご覧ください。</p> <p>歳入の主なものは、4款繰入金が6億7,221万6,000円、7款町債が2億1,950万円、2款使用料及び手数料が1億4,672万1,000円となっております。</p> <p>続きまして、137ページの第5表、歳出決算額の状況をご覧ください。</p> <p>歳出の主なものは、3款公債費が7億7,657万5,000円、1款総務費が1億9,479万4,000円、2款事業費が8,061万8,000円となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑は、決算書事項別明細書により行います。</p> <p>歳入歳出決算のうち、歳入歳出全款についての質疑を行います。</p> <p>53ページから61ページまでとなります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>澤上委員。</p>
<p>澤上 勝委員</p>	<p>2番、澤上です。1つだけ説明を。</p> <p>55、56ページの2の雑収入の2、馬淵川流域の還付金ですけれども、この経緯を説明をお願いします。</p> <p>あと、59ページ、60ページの消費税でありますけれども、この積算根拠を簡単にご説明をお願いします。</p> <p>この2点になります。</p>
<p>平野委員長</p> <p>地域整備課長 (泉山裕一君)</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>それでは、まず最初に、56ページの還付金の件についてご説明いたします。</p> <p>基本的に、還付金というものに関して見れば、馬淵川流域下水道の維持に関する費用負担という形で、当初見込みの水量で行っております。その見込みの水量の部分に関しまして、年度が全部終わった後に各市町村の実際使った水量が決定いたします。その水量に基づいてその差額分を還付するという形になっておりま</p>

<p>平野委員長</p>	<p>す。</p> <p>続きまして、60ページの消費税のことになります。</p> <p>消費税の計算の方法になりますけれども、説明がうまくできるかどうか分かりませんが、一応予算を取ったときのことでご説明したいと思います。</p> <p>実際、確定申告分、平成30年度の確定申告部分を例に挙げますと、仕入れに係る税額、それから控除過大調整税額とを足しまして、それから控除対象仕入税額を引きます。その上で63分の17を掛けるという形になります。その上で、実際実績といたしましては平成31年度の中間の申告分、そのほかに平成30年度の確定申告分、あとは令和元年度の中間申告分として2回に分けて出した合計を今この決算上に乗せております。</p> <p>申し訳ございません。ちょっと説明が下手くそで申し訳ないと思っております。以上になります。</p> <p>澤上委員。</p>
<p>澤上 勝委員</p>	<p>還付金については、他年度にわたってという解釈になるかと思えます。多分何年か前に一括で各町村割で負担金を取った中で最後精算して戻ってきたという解釈になると思うんですけども、その辺。</p> <p>それからあと消費税については、俺も現場から離れて5年になるけれども、売上からいくと2,000万といえば2億くらいになれば、2億以上だから控除すればもっと安くなるし、どうしてこんなに消費税があるのかなと疑問に思ったので質問したので、詳しくは後で聞きます。</p>
<p>平野委員長</p> <p>地域整備課長 (泉山裕一君)</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>先ほどの還付金の件に関しては委員おっしゃるとおりです。ある程度前年度の部分で出されたものを最後今年度清算になりますので、全部額が決定しますので、その中で差額が出た分を還付するという形になりますので、委員おっしゃるとおり、お見込みのとおりです。</p> <p>消費税に関しては、申し訳ございません、当課のほうにお越しになっていただいて、詳しい担当のほうからご説明差し上げたいと思っております、それですらご理解していただければと思います。</p> <p>以上になります。</p>
<p>平野委員長</p>	<p>澤上委員。</p>

澤上 勝委員	<p>もう一つ、900何ぼ還付になるということは5,000万なりそれぐらいの納付をしているという、頭の金額だけ1つ確認をお願いします。</p>
平野委員長	<p>地域整備課長。</p>
地域整備課長 (泉山裕一君)	<p>当初負担した額は1億2,444万6,000円になります。それで、負担額の清算が1億1,940万2,000円という形になります。その差額になります。以上になります。</p>
平野委員長	<p>ほかにございませんか。 西館委員。</p>
西館芳信委員	<p>西館です。3点お願いします。</p> <p>136ページ、主要成果のここに(2)不納欠損の状況ということで、時効消滅だか消滅時効だか分からないけれども、2つの法律に基づいて別々にあります。1つの事務処理の中で2つの法を根拠として処理されるというのは、これはどういうふうなことでこういうふうになるのかということがまず1つ。</p> <p>それからもう一つは、これは時効で消滅したということになっているんだけど、不納欠損と判断するときは、ここの下水道のときはどういうふうな状況で不納欠損ということで、その基準みたいなのがあればそれを知らせてほしいし、ここは時効で消滅したということなんだけれども、不納欠損の基準とかじゃなくて時効で消滅したということになれば、時効で消滅しても請求する側、つまり債権者側は別に債務者が時効援用するということを言わない限り請求は自由なんだけれども、その辺の絡みがどうなっているのか。時効が援用されたりなんかしてこういうふうになったのかどうか、その辺のところを聞きたいです。</p> <p>それから3つ目は、ここの(2)のイ、都市計画法75条の時効消滅ということは受益者負担で負担金を求めたと思うんだけど、結果的に7万6,000円を不納欠損で落としますよと。じゃあその75条は、受益者負担に関して著しく、それこそ利益のあるものに対して求めることができるというふうな条文になっているけれども、著しくと言ったって、事業に係る人たちがいればひとしく取られている、取っているという思いがあったんだけど、その文言からすれば、じゃあ著しく利益を受けていれば納めなくてもいいのかと、あるいは請求できないのかというふうな解釈も成り立つんだけど、たまたま昨日これを見てそう思ったんですよ。その辺いかがでしょうか。</p>

平野委員長	<p>以上3点、お願いします。</p> <p>地域整備課長。</p>
<p>地域整備課長 (泉山裕一君)</p>	<p>それではお答えしたいと思います。</p> <p>主要施策の136ページの部分になります。</p> <p>まず、地方自治法と都市計画法とございます。この違い、分担金と負担金の違いという形になります。公共下水道の場合、都市計画区域に入っている部分に関しては負担金になります。それで、百石中学校を越えてから本管は国道のほうへ入っておりますので、百石中学校を越えてから土地計画区域が今度普通の白地になります。白地になってしまうと、都市計画区域以外になると今度は分担金という取扱いになります。その違いで分かれておりますので、基本的には考え方は区域だけの違いということでご理解していただければと思います。</p> <p>それから時効の話が出ておりました。時効に関しては5年経過によって自動的に時効にさせていただいております。西館委員おっしゃるとおり、援用の話もございました。申し訳ございません。私は援用をするとそのまま権利がずっと援用している間は継続するという認識があるんですが、そこまで私は下水道の時効に関しての援用に関して調べておりません。それは後刻答弁したいと思いますけれども、もし今日ご答弁できないようでしたら直接西館委員のほうにお知らせしたいと思いますので、それでご理解をいただければと思います。</p> <p>都市計画法に関しての話のことで、著しくというお話がございましたけれども、基本的に都市計画法、そこまで考えて読んだことがございませんでした。大変勉強不足で申し訳ございません。基本的には5年ということである程度時効をかけているということで、不納欠損を起こしているということでご理解していただければと思います。</p> <p>以上になります。</p>
<p>平野委員長 (委員席)</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
平野委員長	<p>なしと認め、歳入歳出全款についての質疑を終わります。</p> <p>以上で、認定第4号の質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。</p> <p>討論ありませんか。</p>

(委員席)	**なしの声**
平野委員長	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>本案は、原案のとおり認定すべき旨、本会議において報告することにご異議ありませんか。</p>
(委員席)	**なしの声**
平野委員長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、認定第4号は、原案のとおり認定すべき旨、本会議において報告することに決定しました。</p> <p>ここで15分間休憩します。11時20分までといたします。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午前11時04分)</p>
平野委員長	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午前11時20分)</p>
平野委員長	<p>ここで、町民課長より、澤上委員からの質疑についての答弁漏れがあり、答弁したいとの申入れがありましたので、これを許します。</p> <p>町民課長。</p>
町民課長 (澤頭則光君)	<p>では、委員長のお許しを得て、国民健康保険会計決算において、澤上 勝委員に答弁漏れがありましたのでご報告いたします。</p> <p>2点となります。</p> <p>1つ目が、特別地方交付税交付金は毎年あるのかという質問になりますが、毎年ございます。</p> <p>それから2つ目ですが、不当利益返還金の人数ということです。昨年度の実績は5件となっております。1件当たり100万円で大きいかなということで内容を担当のほうに確認してきました。普通に、一般的に給付を差額を受けるのはいつもだと30万円から40万円が一般的になっているようです。ただし、今回労働基準監督署が入った事例があったようで、1件当たり百数十万円というケースが2件発生してございました。さかのぼって請求させていただいておりましたので大きな金額となっております。</p> <p>以上となります。</p>
平野委員長	<p>次に、地域整備課長より、西館委員からの質疑について答弁漏れがあり、答弁したいとの申入れがありましたので、これを許します。</p> <p>地域整備課長。</p>

<p>地域整備課長 (泉山裕一君)</p>	<p>西館委員より、分担金、負担金の不納欠損の質問の中で、援用の手続の質問がありましたのでお答えいたします。</p> <p>民法の私債権の場合は援用の手続を行うことができますが、下水道事業の分担金、負担金などの場合は公債権になることから、援用の手続を行うことができないようになっております。</p> <p>その場でお答えができなかったことをお詫びいたします。大変申し訳ございませんでした。</p>
<p>平野委員長</p>	<p>次に、認定第5号、令和元年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>会計管理者。</p>
<p>会計管理者 (佐々木拓仁君)</p>	<p>それでは、認定第5号についてご説明いたします。</p> <p>主要施策の成果139ページをご覧ください。</p> <p>まず、決算規模でございます。</p> <p>第1表、決算規模及び収支の推移をご覧ください。</p> <p>右端に記載の令和元年度決算額ですが、歳入額は1億4,572万6,000円で前年度比14.8%の増、また歳出は1億4,272万8,000円で前年度比14.9%の増となっております。歳入歳出差引額は299万8,000円となっております。</p> <p>次に、第2表、歳入決算額の状況をご覧ください。</p> <p>歳入の主なものは、5款繰入金が6,291万円、8款町債が5,060万円、2款使用料及び手数料が2,858万6,000円となっております。</p> <p>続きまして、141ページの第5表、歳出決算額の状況をご覧ください。</p> <p>歳出の主なものは、3款公債費が7,595万6,000円、2款事業費が3,544万8,000円、1款総務費が3,132万4,000円となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>平野委員長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑は、決算書事項別明細書により行います。</p> <p>歳入歳出決算のうち、歳入歳出全款についての質疑を行います。</p>

<p>松林義光委員</p>	<p>69ページから77ページまでとなります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>松林委員。</p> <p>主要施策の141ページを見ております。</p> <p>第6表、地方債残高の状況なんですけれども、政府資金から市中銀行以外の金融機関とあります。この4項目の内容、どういう銀行なのかお聞きしたいと思います。先ほどの下水道、農排を合わせますと、借金残高が68億円を超えております。大変な金額だと思っておりますけれども、この農排の5億4,000万円余り、この借金は何年度に終了する予定なのか、併せてお伺いいたします。</p> <p>それから、現在、うちが毎日のように建築されておりますが、農排は活用できないということでもあります。その代わりに合併浄化槽を使ってくださいと、補助金をあげますからそれを使ってくださいということに。この予算書の何ページを見れば合併浄化槽の予算があるのか、ちょっと私今見ていますけれども見つけれませんので、そこをお聞きしたいと思います。</p> <p>この決算、令和元年度の浄化槽の補助金をもらった、何件あるのかお伺いいたします。</p>
<p>平野委員長</p>	<p>地域整備課長。</p>
<p>地域整備課長 (泉山裕一君)</p>	<p>それでは、141ページの地方債のところの区分にございます銀行名とかの部分のところの内訳をお知らせしたいと思います。</p> <p>まず、一番最初の政府資金になります。それは財政融資資金ということで、資金というものを活用しております。</p> <p>続きまして、地方公共団体金融機構というのがございますけれども、こちらのほう、全くそのとおりで、地方公共団体金融機構がございまして、そちらから借入れしております。</p> <p>あとは市中銀行、市中銀行以外の金融機関というのは3件ございます。青森銀行、青い森信用金庫、みちのく銀行になります。</p> <p>続きまして、これが何年までになるのかという形になります。正直に申し上げまして、全部の金融機関の償還の期限をまとめた資料は持っておりません。少しそれを調べるのが時間もかかりますし、また借入れを随時しておりますので、償還期限は延びていくものと思われまして、これを調べ上げるのには時間がかかりますので、ご了承していただければと思います。</p> <p>続きまして、合併浄化槽の補助金の絡みになりますけれども、合併浄化槽の補</p>



	<p>助金になりますが、合併浄化槽の補助金が一般会計の100ページのところに載っております。ご参考までに令和元年度の実績をお知らせいたしますけれども、令和元年度は全部で69件、それで3,888万9,000円を行っております、これは全部合併浄化槽のほうの申請になっております。</p> <p>汚水ますのほうの補助金もございますが、元年度の場合はその申請を申し込んだ方はおりませんけれども、平成2年になって今2名の方が5万円の汚水ますの再設置の補助金をもらっておりますので、そちらを参考までにお知らせしておきます。</p> <p>以上になります。</p>
平野委員長	松林委員。
松林義光委員	<p>では、もうちょっと勉強のためにもお伺いしていますけれども、この農排の事業を執行する、次制度の事業を行うというときは、自動的に政府資金、地方公共団体金融機構、財政融資資金、そういうものを使いなさいよと、条件つけてそれが前提にあるのかどうか。</p> <p>私の言いたいことは、先ほど青い森信用金庫も今出てきました。青森銀行も出てきました。私は個人的な考えとしては、事実はそちらのほうがあいから恐らく使っていると思いますけれども、これはこの銀行を活用するのは、入札利息の関係、入札を行ってこういうふうな政府機関とか地方公共団体金融機構とか青い森信用金庫とか、そういうのはやってこういうふうになるのかどうか、お伺いいたします。</p> <p>それから浄化槽、69件と言いました。大体で結構であります。その69件のうち、南地区には下水道がありますからあれですので、私はほとんどが北部に集中していると思いますけれども、どのくらいの比率で北部のほうに浄化槽を補助金として出しているのか、その辺もお伺いいたします。</p>
平野委員長	財政管財課長。
財政管財課長 (岡本啓一君)	<p>私からは、地方債借入先の件についてお答えいたします。</p> <p>委員ご指摘のとおり、政府資金とか地方公共団体金融機構についてはかなり低利で資金を調達することができます。しかし、これらの政府資金を地方公共団体金融機構、いずれについても公的資金でもって貸付けをするものでありまして、当然予算の枠というものがございます。したがって、地方債を起す段において、この地方債は政府資金だよ、この地方債は公共団体金融機構を借りてもいい</p>

	<p>というような枠を示されておりますので、その枠の中で借入れを行うという こととあります。その枠を活用できない地方債については、市中銀行や青い森信用 金庫だとか、そういった金融機関から見積りを取って低利のものから、低利を提 示してくれた金融機関と契約して借入れを行うというような手続を行っており ます。</p> <p>以上です。</p>
平野委員長	地域整備課長。
地域整備課長 (泉山裕一君)	<p>大変申し訳ございません。区域を人数で分けたという資料は作っておりませ ん。私も今年度見ている限りはほとんど北部のほうが多いと思っていますので、 委員おっしゃるとおり北部のほうが多いものでないかと思っております。</p> <p>以上になります。</p>
平野委員長	松林委員、マイクをちゃんと向けてください。
松林義光委員	<p>今、財政管財課長がお話ししましたけれども、要するに、工事を行うという際 には、まず枠内で政府資金、地方公共団体金融機構を優先的に使うんだと、使わ ざるを得ないんだと。もちろん金利が低金利ですから当然そうなるかもしれませ んけれども、枠内以外の残った金額、微々たるものであります。これは地方銀行、 青森銀行とか青い森信用金庫とか、そういう銀行から借り入れして使いなさいと いうことだと思いますけれども、これは指定金融機関は青い森信用金庫になっ ています。利息が高いのを議員が使えるというのはおかしいかもしれません。だけ れども、指定金融機関ですので、私の個人的な考えとすれば、もっと指定金融機関 から融資を受けてもいいのかなと思いますけれども、課長の見解もお伺いしま す。</p>
平野委員長	財政管財課長。
財政管財課長 (岡本啓一君)	<p>お答えします。</p> <p>指定金融機関からの借入れの件でございます。実は、2年か3年前くらいでし たでしょうか、指定金融機関から借りるべきだという議会の中での議論を経まし て、必ず指定金融機関の青い森信用金庫から一定割合の地方債を借入れするとい う取組を行っております。たしかトータルの金額の中何%みたいな感じで選定を していたと思いますが、そこは青い森信用金庫から優先して借りようと。その他</p>

	<p>の地方債については見積り合せの結果低利のところから借りようといったようなやり方を行っておりまして、指定金融金からの借入れがゼロにならないような方策は取っております。</p> <p>以上です。</p>
平野委員長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>檜山委員。</p>
檜山 忠委員	<p>檜山です。</p> <p>主要施策の141ページなんですけれども、第7表に、この事業の処理人口が3,250と書いてありますけれども、今現在どれぐらい、もう3,250目いっぱい使われているということになるのでしょうか。</p>
平野委員長	<p>地域整備課長。</p>
地域整備課長 (泉山裕一君)	<p>委員おっしゃるとおり3,250人になります。100%になっております。以上になります。</p>
平野委員長	<p>檜山委員。</p>
檜山 忠委員	<p>四、五年前にもう一つの集落排水の関係を検討した経緯があったような気がしますけれども、その後どのようになっているのでしょうか。それがうまくやっっていけないというふうな、金額的なものとかそういうのがあって、合併処理浄化槽のほうに切り替えていっているのかどうか、そこら辺教えていただけますか。</p>
平野委員長	<p>地域整備課長。</p>
地域整備課長 (泉山裕一君)	<p>四、五年前の経過というは私もちょっと分からないんですけれども、もしかすると、いろんな区域を三沢市さんのほうと一緒にくっつけたり、あとは今の処分場を改修したほうがいいのか、多分そういうふうなのを比較したのではないのかなという気がしているんですけれども、今現在当課のほうで行おうとしているものというのは、予算書の74ページの一番下段にもついていますけれども、農業集落排水の機能強化事業というのを行うという形で進めております。今現在で処理場自体を、大分古くなってきておりますので、ポンプとかそういうものを新しいものに更新して長寿命化を図りましょうという計画の下進めておりますので、</p>

平野委員長	<p>今当課の方針といたしましては、今の処理場をそのまま大切に使っていきたいという形になっております。</p> <p>以上になります。</p>
<p>檜山 忠委員</p>	<p>檜山委員。</p> <p>前の前の課長さん、退職なさった中村さんかな、課長さんのときにもう一つの浄化槽を造る、そういうふうな提案があったような気がしますので、それをよく調べてみていただけますか。最終的にはそれがうまく、さっきから言ったように財政の都合上、それらを考えて合併浄化槽に切り替えていっているのかもしれませんが。後で調べてみてください。</p> <p>以上です。</p>
<p>平野委員長 (委員席)</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
<p>平野委員長 (委員席)</p>	<p>なしと認め、歳入歳出全款についての質疑を終わります。</p> <p>以上で、認定第5号の質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
<p>平野委員長 (委員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>本案は、原案のとおり認定すべき旨、本会議において報告することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
平野委員長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、認定第5号は、原案のとおり認定すべき旨、本会議において報告することに決しました。</p> <p>次に、認定第6号、令和元年度おいらせ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>会計管理者。</p>

<p>会計管理者 (佐々木拓仁君)</p>	<p>それでは、認定第6号についてご説明いたします。          主要施策の成果143ページをご覧ください。          まず、決算規模でございます。          第1表、決算規模及び収支の推移をご覧ください。          右端に記載の令和元年度決算額ですが、歳入は22億2,119万3,000円で前年度比0.2%の増、歳出は21億7,048万円で前年度比1.3%の増となっております。歳入歳出差引額は5,071万3,000円となっております。          次に、第2表、歳入決算額の状況をご覧ください。          歳入の主なものは、4款支払基金交付金が5億4,013万4,000円、1款保険料が5億1,266万9,000円、3款国庫支出金が4億5,143万2,000円となっております。          続きまして、144ページの第3表、歳出決算額の状況をご覧ください。          歳出の主なものは、2款保険給付費が19億3,204万7,000円、1款総務費が1億6,607万7,000円、3款地域支援事業費が7,233万5,000円となっております。          以上で説明を終わります。</p>
<p>平野委員長  (委員席)</p>	<p>説明が終わりました。          これから質疑を行います。          質疑は、決算書事項別明細書により行います。          歳入歳出決算のうち、歳入歳出全款についての質疑を行います。          85ページから111ページまでとなります。          質疑ございませんか。</p>
<p>平野委員長  (委員席)</p>	<p>なしと認め、歳入歳出全款についての質疑を終わります。          以上で、認定第6号の質疑を終わります。          これから討論を行います。          初めに、原案に反対する者の討論を許します。          討論ありませんか。</p>
<p>平野委員長</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p>

\*\*\*なしの声\*\*\*

\*\*\*なしの声\*\*\*

<p>(委員席)</p>	<p>本案は、原案のとおり認定すべき旨、本会議において報告することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
<p>平野委員長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、認定第6号は、原案のとおり認定すべき旨、本会議において報告することに決しました。</p> <p>次に、認定第7号、令和元年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>会計管理者。</p>
<p>会計管理者 (佐々木拓仁君)</p>	<p>それでは、認定第7号についてご説明いたします。</p> <p>主要施策の成果148ページをご覧ください。</p> <p>まず、決算規模でございます。</p> <p>第1表、決算規模及び収支の推移をご覧ください。</p> <p>右端に記載の令和元年度決算額ですが、歳入は2億135万8,000円で前年度比6.9%の増、また歳出は1億9,637万3,000円で5.6%の増となっております。歳入歳出差引額は498万5,000円となっております。</p> <p>次に、第2表、歳入決算額の状況をご覧ください。</p> <p>歳入の主なもの、1款後期高齢者医療保険料が1億3,270万円、3款繰入金6,611万2,000円となっております。</p> <p>続きまして、第3表、歳出決算額の状況をご覧ください。</p> <p>歳出の主なもの、2款後期高齢者医療広域連合納付金が1億9,521万8,000円、1款総務費が95万1,000円となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>平野委員長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑は、決算書事項別明細書により行います。</p> <p>歳入歳出決算のうち、歳入歳出全款についての質疑を行います。</p> <p>119ページから127ページまでとなります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>澤上委員。</p>

澤上 勝委員	1点のみ。125ページ、126ページの繰入金ですけれども、一般会計繰入金、金額は大したことないんですけれども、この意味合いを説明お願いします。
平野委員長	町民課長。
町民課長 (澤頭則光君)	<p>ただいま澤上 勝委員のご質問にお答えいたします。</p> <p>単純に言いますと、昨年度の部分の事務費があるんですけれども、昨年度の事務費、一旦一般会計から支出しているんですけれども、清算した結果ちょっと余分に払い過ぎていた部分があったということで、一般会計のほうに戻したというものになっております。</p> <p>以上になります。</p>
平野委員長	澤上委員。
澤上 勝委員	収入の中で繰入金があるわけで、その中では相殺できないということですか。
平野委員長	町民課長。
町民課長 (澤頭則光君)	<p>こちらの会計上では相殺しないというルールになっております。</p> <p>以上になります。</p>
平野委員長 (委員席)	<p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
平野委員長 (委員席)	<p>なしと認め、歳入歳出全款についての質疑を終わります。</p> <p>以上で、認定第7号の質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
平野委員長 (委員席)	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>本案は、原案のとおり認定すべき旨、本会議において報告することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>

<p>平野委員長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、認定第7号は、原案のとおり認定すべき旨、本会議において報告することに決しました。</p> <p>次に、認定第8号、令和元年度おいらせ町病院事業会計決算認定についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>会計管理者。</p>
<p>会計管理者 (佐々木拓仁君)</p>	<p>それでは、認定第8号についてご説明いたします。</p> <p>主要施策の成果151ページをご覧ください。</p> <p>まず、決算規模でございます。</p> <p>第1表、収益的収入及び支出の決算規模をご覧ください。</p> <p>右端に記載の令和元年度決算額ですが、事業収益は8億7,468万4,000円で前年度比2.4%の減、また事業費用は9億2,115万7,000円で2.8%の減となっております。純利益はマイナス4,647万3,000円となっております。</p> <p>次に、第2表、事業収益決算額の状況をご覧ください。</p> <p>収入の主なものは、1款医業収益が7億7,923万5,000円、2款医業外収益が9,526万4,000円となっております。</p> <p>続きまして、第3表、事業費用決算額の状況をご覧ください。</p> <p>支出の主なものは、1款医業費用が8億9,538万4,000円、2款医業外費用が2,577万3,000円となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>平野委員長  (委員席)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑は、決算報告書により行います。</p> <p>収入支出一括して質疑を行います。</p> <p>129ページから156ページまでとなります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
<p>平野委員長</p>	<p>なしと認め、収入支出全般についての質疑を終わります。</p> <p>以上で、認定第8号の質疑を終わります。</p>



<p>(委員席)</p>	<p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
<p>平野委員長</p> <p>(委員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>本案は、原案のとおり認定すべき旨、本会議において報告することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
<p>平野委員長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、認定第8号は、原案のとおり認定すべき旨、本会議において報告することに決しました。</p> <p>以上で、決算特別委員会に付託されました認定第1号から認定第8号までの8認定議案の審査は全て終了いたしました。</p> <p>これで会議を閉じます。</p> <p>一言お礼申し上げます。</p> <p>決算特別委員会に付託された議案の審査と議事進行につきましては、委員各位のご協力によりまして、無事終えることができました。心からお礼申し上げます。ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、決算特別委員会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(閉会時刻 午前11時54分)</p>
<p>事務局長</p> <p>(赤坂千敏君)</p>	<p>修礼を行いますので、ご起立願います。</p> <p>礼。</p>

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和2年11月10日

決算特別委員長.....平野敏彦.....